

重要事項説明書

訪問看護サービス（介護保険）

あいくる訪問看護ステーション

訪問看護 重要事項説明書(介護保険)

1 事業所の概要

事業所法人名	株式会社 SNT
所在地	福岡県行橋市大字金屋 4 4 3 番地
代表者名	代表取締役 森淵 和彦
電話番号	0930-28-8210
FAX 番号	0930-28-8211
認定年月日/介護保険法法人番号	令和 6 年 10 月 1 日 /4067590283

2 事業所の概要

事業所名	あいくる訪問看護ステーション
所在地	福岡県行橋市大字下津熊 1 0 8 0 番 4
電話番号	0930-28-8210
FAX 番号	0930-28-8211
管理者名	森淵 さおり
事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営方針	<p>(1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>(2) 事業者自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、訪問看護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。</p> <p>(4) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>(5) 指定訪問看護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>(6) 指定訪問看護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。</p> <p>(7) 特殊な看護等については行なわないもの。</p> <p>1 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。</p> <p>2 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。</p>
事業所番号	4067590283

3 事業所の職員体制

職種		従事する業務	人員
管理者		業務全般の管理	1名
内 訳	看護師	サービス担当	4名(常勤3名：非常勤1名)
	事務職員		1名(非常勤)

4 事業の実施地域

行橋市、荊田町、みやこ町

5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日ただし、祝日、8/13～8/15、12/30～1/3 までを除く。
営業時間	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分 但し24時間の連絡体制を整えております

6 提供するサービスの内容

① 訪問看護計画の作成

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

② 訪問看護の提供

- ・バイタルサインチェック(血圧・体温・脈拍・SPO2測定・病状の観察・日常動作の観察)
- ・身体の清潔保持(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手浴足浴等)
- ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導等)
- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理ケア
- ・点滴管理
- ・排泄管理ケア(浣腸・摘便)

※その他医師の指示による医療的処置

③ リハビリテーション

④ 介護者に対する療養生活や介護方法の指導

7 看護職員の禁止行為について

看護師等のサービス提供の際、事故やトラブルを避けるために、次の事項にご留意ください。

- ① 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書などの貴重品の預かり
- ② 利用者又は家族からの利用料以外の金銭、物品の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ⑤ 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合、主治医の指示のもと行うことがあります。）
- ⑥ 利用者又は家族などに対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

8 サービス利用に際してのお願い

サービス提供にあたり、以下の点についてご協力ください。

- ① お茶やお菓子、お心づけなどはすべてお断りしています。
- ② ペットは、ゲージに入れる、リードにつなぐなどの対応をお願いします。
- ③ 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- ④ 見守りカメラの設置や写真撮影が必要な場合は、職員の個人情報のため事前に事業所までご連絡ください。
- ⑤ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることもあります。
- ⑥ 社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。

9 提供するサービスの利用料・利用者負担金(介護保険適用)

指定訪問看護ステーションの場合、過去2か月間において当事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護も含む)の提供を受けていない場合、初回(初回月)に「初回加算」として、300単位が加算となります。

介護保険 正看護師による訪問の単位・料金

所要時間	単位(訪問看護)	基本料金	単位(介護予防訪問看護)	基本料金
20分未満	314単位	3140円	303単位	3030円
30分未満	471単位	4710円	451単位	4510円
30分以上 1時間未満	823単位	8230円	794単位	7940円
1時間以上 1時間30分未満	1128単位	11280円	1090単位	10900円

介護保険 利用者負担額(訪問看護)

所要時間	1割	2割	3割
20分未満	314円	628円	942円
30分未満	471円	942円	1413円
30分以上 1時間未満	823円	1646円	2469円
1時間以上 1時間30分未満	1128円	2256円	3384円

介護保険 利用者負担額(介護予防)

所要時間	1割	2割	3割
20分未満	303円	606円	909円
30分未満	451円	902円	1353円
30分以上 1時間未満	794円	1588円	2382円
1時間以上 1時間30分未満	1090円	2180円	3270円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

早朝・夜間・深夜加算について

- ・夜間：午後6時～午後10時
- ・深夜：午後10時～午前6時まで
- ・早朝：午前6時～午前8時まで

加算の種類	単位数
夜間・早朝の場合	所定単位数の25%加算
深夜の場合	所定単位数の50%加算

理学療法士等によるリハビリ

介護度 時間・単位	8時～18時(単位) 費用	(深夜)18時～22時 (早朝)6時～8時(単位) 費用	深夜 22時～6時(単位) 費用
要介護 1・2・3・4・ 5	294 単位 2,940 円	294 単位の 25%増	294 単位の 50%
要支援 1・2	284 単位 2,840 円	284 単位の 25%増	284 単位の 50%

※1回 20分 で 294 単位・284 単位となります。

その他のサービスの加算料金

項目	単位	基本料金
緊急時訪問看護加算 1(1月につき)	574 単位	5,740 円
特別管理加算(1月につき)	500 単位 250 単位	5,000 円 2,500 円
退院時共同指導加算(初回月)	600 単位	6,000 円
初回加算(初回時)	350 単位 300 単位	3,500 円 3,000 円
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	2,500 円
(介護予防)長時間加算	300 単位	3,000 円
(介護予防)複数名訪問加算	254 単位	2,540 円
ターミナル加算	2500 単位	25,000 円

(1) その他料金の利用者負担

- ・保険適用外の場合は全額実費となります。
- ・ご自宅でお亡くなりになり、死後の処置をご希望された際は死後処置料として 10,000 円または 20,000 円を徴収させていただきます。
- ・その他別紙参照

(2) 交通費

- ・いただいております。
- ・駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問出来ない方には、駐車場料金の実費の負担をお願いしています。

(3) キャンセル料金

- ・利用者様の都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料はいただいております。
- ・利用者様がサービスの利用を中止する場合には、訪問予定前日までに速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。
連絡先：0930-28-8210

(4) 料金の支払い方法

利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金支払いをお願いします。(翌月 10 日前後までに請求書を発行いたします。)

※利用者様から利用者負担金の支払いを受けた際は、領収書を発行いたします。

9 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談・苦情受付窓口	管理者 森渕さおり
	電話番号: 0930-28-8210
	FAX 番号: 0930-28-8211
	対応時間:月～金 9:00～17:00

(1) 相談または苦情対応について

相談・苦情に対する常設窓口として、管理者が対応することとしています。

また、管理者が不在の場合は、基本的な事項については他の職員も対応できる様に対応しております。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、詳しい状況を確認すると共に訪問看護職員からも事情を確認いたします。

苦情の内容によっては、当該利用者の介護支援専門員に連絡を取り、利用者宅へ訪問し必ず具体的な対応(謝罪)を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

※公的機関においても、次の機関にて苦情申し立てが行えます。

福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課	TEL：092-642-7859
行橋市役所介護保険課	TEL：0930-25-1111
荏田町役場福祉課	TEL：093-434-1039
みやこ町役場保険福祉課高齢者支援係	TEL：0930-32-8032

10 緊急時および事故発生時の対応方法

(1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応の上、利用者様の主治医へ連絡し医師の指示に従います。

また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応いたします。

なお、当事業所は、「訪問看護事業者総合補償制度」に加入しております。

11 虐待防止について

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- ⑤ サービスの提供中に養介護従事者、または養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

12 情報の開示

事業所の概要・サービス内容について、定期的に事業評価を行い、お知らせをいたします。

13 サービスの利用中止・終了について

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

(2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、修了1か月までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・利用者が介護施設に入所した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

(4) 健康上の理由による中止

- ・利用者が医療機関に入院させられた場合は、サービスを一時中止することがあります。
 - ・サービス利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止する事があります。
- その場合は、家族・主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

(5) その他

① 以下の場合文書で通知することにより、即座にサービスの提供を中止させて頂く場合があります。

- ・利用者が事業所に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、事業者からの勧告に応じない場合
- ・利用者が正当な理由もなく、サービスの中止を繰り返した場合
- ・サービス提供場所(利用者宅)が、著しく危険な状態・状況のある場合

② 以下の場合も電話などでの対応で一時サービスを中止させて頂く場合があります。

- ・風邪・病気等の際は、サービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合があります。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービスを変更または中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告をして下さい。

14 秘密保持について

(1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(2) 従業者であったものにも、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(3) サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は、その家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

内容の説明を事業者から確かに受け、同意します。

ご利用者	私は重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについてあいくる訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。		
	住所	〒 -	
	氏名		
	電話番号		
	署名代行者	続柄()	

ご家族	私は重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについてあいくる訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。		
	住所	〒 -	
	氏名		
	電話番号		

事業者	当事業者は指定訪問看護事業者として、以上の重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについて利用者へ説明しました。			
	住所	〒824-0004 福岡県行橋市大字金屋4 4 3 番地		
	名称	株式会社 SNT		
	代表者	代表取締役 森渕和彦		
	事業所名	あいくる訪問看護ステーション		
	電話番号	0930-28-8210	FAX	0930-28-8211

※法人代表が事業所管理者に権限を委譲いたします。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
説明者	氏名： 森渕 さおり

個人情報使用・緊急時訪問看護加算・特別管理加算・訪問看護の情報提供書
同意書

令和 年 月 日

あいくる訪問看護ステーション 殿

私(ご利用者およびそのご家族)の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲内で使用することに同意します。

- ・ 貴訪問看護ステーションから、訪問看護の情報提供書をかかりつけ医院・保健福祉事務所・介護支援事業者への情報提供
- ・ 担当者会議等において必要な利用者及びその家族の情報

私は、貴訪問看護ステーションの 24 時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談または訪問看護を利用するため、緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。

私は病気の状態から()の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意します。

私は、貴訪問看護ステーションからの訪問看護の情報提供を保健福祉局・保健福祉事務所・保険管理課等へ提供することに同意します。

この同意を証するため、本書 2 通を作成し、私と事業者が 1 通ずつ保有するものとします。

医療保険で対応する場合

急性憎悪・終末期などにより、主治医から週 4 日以上頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、指示の日から 14 日を限度に訪問することができる
(月に 1 回に限り。但し、別に厚生労働大臣が定めるものについては 2 回可能)

料金は医療に準ずる

保険外の実費について

・ 交通費

(1) 往復 10 キロメートル未満 100 円

(2) 往復 10 キロメートル以上から 5 キロメートル毎に 50 円加算

※駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問出来ない方には、駐車場料金の実費の負担をお願いしています。

・ 1 日 4 回以上の訪問 ¥5,000

・ 土日、祝日、8/13~15、12/30~1/3 訪問 ¥1,000/日